

おおい町地域防災計画 概要版



お お い 町

おい町地域防災計画・概要版

< 目 次 >

おい町地域防災計画とは

1 地域防災計画の目的.....	1
2 地域防災計画の役割.....	1
3 地域防災計画の構成.....	2
4 防災ビジョン.....	3
5 町民・事業所の基本的責務	4
6 おおい町における災害とは	5

今後起こりうる災害に備えて

1 大規模な風水害のおそれがあるときは？	8
2 大規模な地震が発生したときは？	11
3 雪害のおそれがあるときは？	14
4 災害の情報を知るためには？	15
5 多くの人が、けがをしたときは？	18
6 安全な場所に避難するには？	21
7 飲料水や食料等を手に入れるためには？	23
8 避難所で生活するためには？	26
9 災害のあとかたづけは？	28

原子力災害への備えと対策

1 原子力災害への備え	29
2 原子力災害が発生した場合の対応.....	31
3 原子力災害が終息した場合の対応.....	32

おい町地域防災計画とは

1 地域防災計画の目的

おい町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、おい町防災会議が作成する計画であり、おい町における災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関する諸事項を定め、おい町、福井県、その他の防災関係機関が、「町民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序の維持、福祉の確保を行う」ための計画です。

また原子力防災編では、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策についても明記しています。

2 地域防災計画の役割

おい町地域防災計画は、風水害、地震・津波災害、大規模事故災害、原子力災害等に関して、町その他の防災関係機関、関係団体および町民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示しています。

とくに町民の皆さんにとっては、防災・減災意識を高め、自発的な防災・減災活動を行う際の参考となることを願っています。

①災害に強い生活基盤の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、海岸・市街地部、農村部および山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤の形成を計画的に推進します。

②災害に備えた体制の確立

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災組織および活動体制の整備、情報収集伝達体制の確立、応急医療体制の整備、緊急輸送体制の整備などを推進します。

③町民の防災行動力の向上

町民の自発的な防災活動によって、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災意識の高揚、自主防災体制の整備、ボランティア活動環境の整備などを推進します。

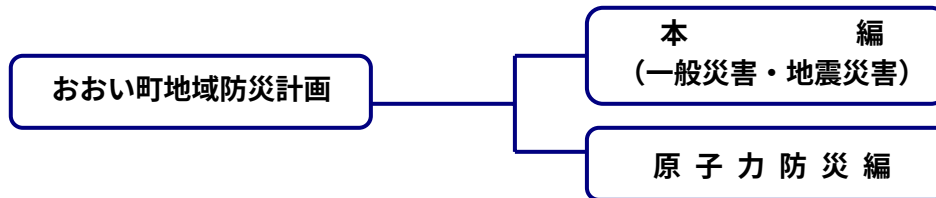
④災害への適切な対応

迅速かつ的確な応急対策の実施によって被害の軽減を図るため、災害種別に応じた応急対策を時系列に定めます。また、町および関係機関、町民・事業所の防災上の役割を明確にして、その周知徹底を図ることによって災害に備えます。

＜地域防災計画策定の方針＞

3 地域防災計画の構成

おい町地域防災計画は、平成 18 年 3 月 3 日のおい町（大飯町と名田庄村の合併）誕生を契機に新たに作成したものです。



■本編

構 成	内 容
第 1 編 総則	町および関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定めています。
第 2 編 災害予防対策	災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定めています。
第 3 編 一般災害応急対策	災害発生前の警戒活動などとともに、発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町および関係機関に求められる活動内容を災害警戒期、災害発生後に分け時系列に定めています。
第 4 編 地震災害応急対策	地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町および関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定めています。
第 5 編 災害復旧・復興対策	町民の生活再建のため、各種の取組みおよび復興の基本方針について定めています。
資料編	上記各対策に関連する資料、様式等について記載しています。

■原子力防災編

構 成	内 容
第 1 章 総則	町および関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。
第 2 章 災害予防計画	原子力災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定めています。
第 3 章 災害応急対策計画	原子力災害発生直後の通報連絡、広報、退避および非難からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町および関係機関に求められる活動内容を定めています。
第 4 章 災害復旧計画	原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るための早期の復旧活動について定めています。
資料編	上記各対策に関連する資料、様式等について記載しています。

4 防災ビジョン

防災施策とは、町民の生命と財産を守り、安全で安心できる町民生活を確保することで、町づくりの基本となるものです。この目的を達成するために、おい町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定します。

防災ビジョンは、おい町の地理的特性や高齢化、情報化等による社会的変化等ならびに過去の災害履歴を勘案し、町域における海岸・市街地部、農村部および山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤を形成することを基本目標とします。

(1) 防災ビジョンの目標

災害に強い生活基盤の形成	
町民の尊い生命と貴重な財産を守るため、建築、道路、河川、漁港、上下水道行政等と、民間のライフライン関係団体との連携を保ち、生活基盤の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の構築や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な町土の確立を総合的に推進します。	

(2) 具体的施策

項 目	基本方針	具体的施策
防災機能の強化	○ 町の防災力を高めるために、町、防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図り、海岸保全、治山・治水事業や施設の耐震化、不燃化の促進、避難地および避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進を図ります。	海岸保全、砂防、急傾斜地崩壊防止 河川改修 交通・道路網の整備 漁港集落の環境整備 消防施設の整備 避難施設の整備
防災体制の確立	○ 災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図ります。 ○ 災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町の活動体制の充実強化と関係機関の連携強化を図ります。	防災組織および活動体制の整備 支援体制の強化 救護体制の強化 通信連絡網の整備 相互応援体制の強化
地域防災力の向上	○ 地域の町民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めます。 ○ 町民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図ります。 ○ 消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実強化を図ります。	自主防災体制の整備 協力団体との連携

5 町民・事業所の基本的責務

町および関係機関が実施する防災対策には限界があることから、災害対策基本法第7条「町民等の責務」に基づいた、町民および事業所の積極的な防災に寄与が必要不可欠となります。

(1) 町民の役割

町民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与することが望まれます。

① 自己管理

災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施するように努めてください。

② 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努めてください。

③ 町および関係機関への協力

町および関係機関が実施する防災に関する事業および災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力してください。

(2) 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければなりません。

① 自己管理

災害発生に備えて防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努めます。

② 地域への協力

積極的に地域の防災対策に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

③ 町および関係機関への協力

町および関係機関が実施する防災に関する事業および災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

6 おおい町における災害とは

おい町周辺では、次のように様々な災害の発生が想定されます。

- 台風や局地的大雨による風水害
- 斜面崩壊、地すべり、土石流などの土砂災害
- 地震災害
- 津波災害
- 大規模事故災害
- 雪害
- 原子力災害

■ 被害の想定

町域で起こりうる地震災害についての被害を把握することにより、おい町地域防災計画の策定に役立てています。

① 地震災害の想定

地震被害の想定結果では、おい町において上林川断層を震源とした予測条件が最も大きな被害をもたらすことが予測されており、以下に上林川断層による地震被害想定の結果概要を取りまとめました。

ア 想定震度

予想される震度は震度5弱～6強の範囲にあり、震源断層からやや離れた佐分利川に沿う平野部で震度6強の揺れが想定されます。気象庁の震度階級関連解説表では、震度5弱以上から建物に何らかの被害が生じることから、強い揺れが予測される町域の平野部では、建物の耐震対策を考慮することが望まれます。

イ 液状化の危険度

地盤の液状化現象とは、地下水位が高く(浅い)柔らかい砂質地盤の地域で強い揺れを受けた場合、地下埋設管や地中の構造物が浮き上がったたり、建物の基礎がゆるんだり傾いたりする現象です。

大飯地区の佐分利川の下流地域や海岸線に面した平坦地では、軟弱な砂や粘性土が比較的厚く堆積しているため、液状化の危険度が極めて高く予測されています。

なお、名田庄地区は谷底平野部の地下地質状況が把握できていないため、液状化の危険性を評価するまでには至っていません。

ウ 建築物被害

建物被害については、建築年代の古い木造建物が被害を受けやすく、同じ建築年の木

造建物であっても、1階建てより2階建ての方が被害を受けやすいと考えられます。

本町では建物構造に占める木造建物の割合が高く、上林川断層の予測条件で大飯地区の全建物棟数（1997年：5,024棟）のうち、約1,000棟が全壊、500棟余りが半壊する最大の被害が想定されています。ただし、この想定条件における名田庄地区の全壊棟数は22棟に留まります。しかし、震源からの距離が近くなる花折断層の想定結果では、約3倍の全壊棟数が想定されています。

エ 地震火災

地震に伴う火災の発生は、基本的には建物の損傷の程度と地震の発生する時間の関係に大きく左右されます。地震に伴う出火の確率が最も高くなる条件は、冬季の17～18時に発生した場合であり、町域では上林川断層の想定条件において3点の出火点数と108棟の焼失棟数が想定されましたが、名田庄地区での出火点数はないと想定されました。

【地震被害想定結果総括表】

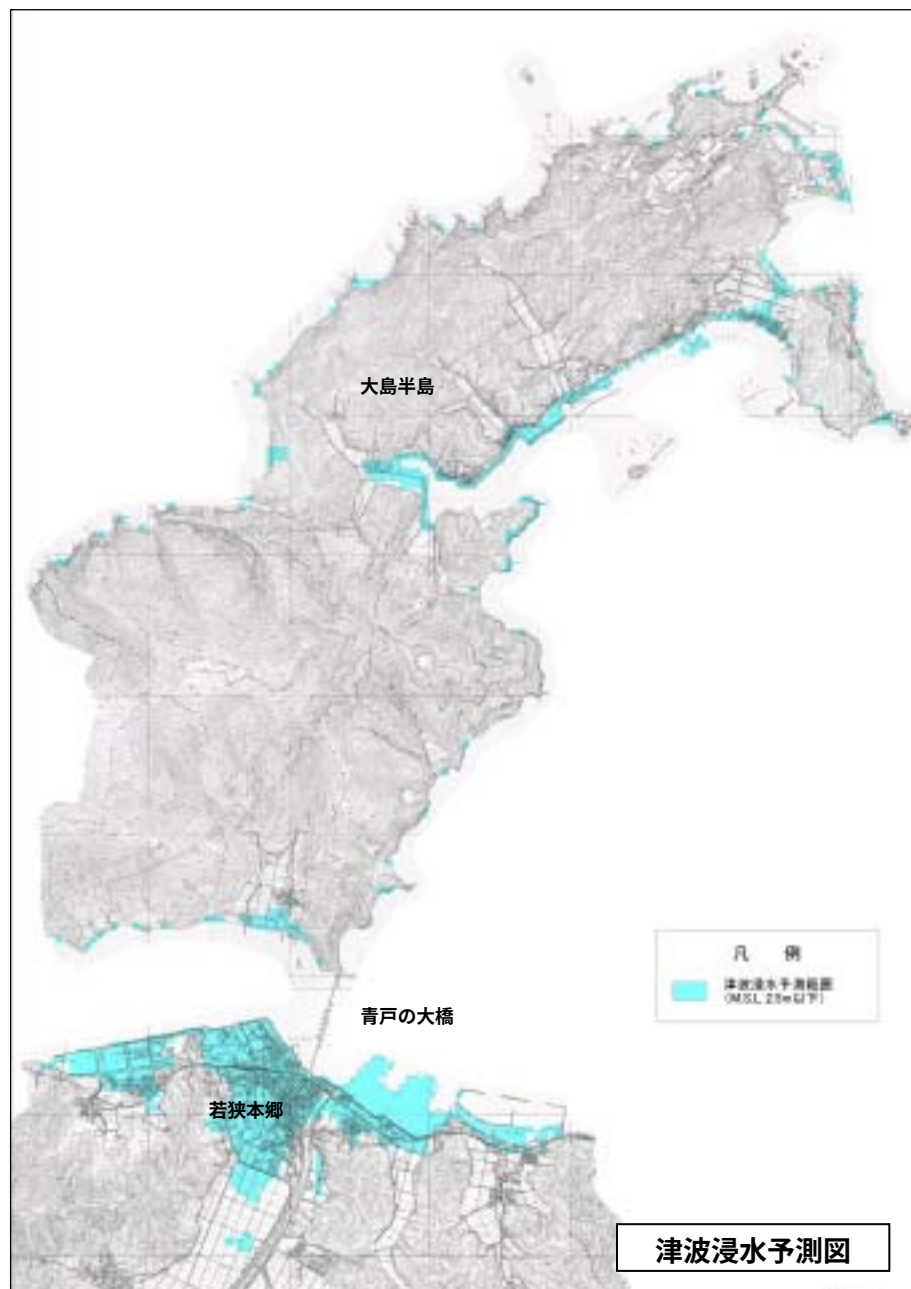
地 区 名		旧) 大飯町		旧) 名田庄村	
被害想定方法等		大飯町防災アセスメント業務委託（地震詳細アセスメント編）報告書(大飯町,1997.3)による.		地震被害想定支援マニュアル(内閣府,2001.10)による.	
想 定 断 層		上林川断層	花 折 断 層	上林川断層	花 折 断 層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.1	7.6	7.1	7.6
想 定 震 度		5弱～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6強
液 状 化		佐分利川下流部で液状化の危険性が高い	同 左	(不 詳)	(不 詳)
建物 被害	全壊棟数	1,068 棟	493 棟	22 棟	68 棟
	半壊棟数	545 棟	150 棟	—	—
火災 被害	出火件数	3 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	108 棟	94 棟	—	—
人的 被害	死者	89 人	42 人	0 人	1 人
	負傷者	170 人	82 人	103 人	122 人
	避難者	1,707 人	765 人	118 人	176 人

② 津波災害の想定

おおい町では、これまでに被害を生じさせた津波が観測されたことはありません。

おおい町地域防災計画では、福井県地域防災計画に基づいて、福井県に到来した最大津波波高に高潮の影響を加えて、津波高の想定をしました。

津波による浸水想定地域（地盤高が2.7m以下の地域）は下図に示したとおりで、大島半島東海岸、成和地区、本郷地区、長井地区の一部の地域において浸水が予測されます。



今後起こりうる災害に備えて

おい町に大規模な災害が発生した場合、

町民の皆さんは、どのような行動をとれば良いのでしょうか



おい町では、どのような対策をとることになっているのでしょうか

ここでは、災害発生からいくつかの場面を想定して、町民の皆さんがどのような行動をとれば良いのか、行動の目安を示すとともに、それに関連するおい町地域防災計画の内容を紹介します。

1 大規模な風水害のおそれがあるときは？

■ 日頃から、家庭で風水害への備えを

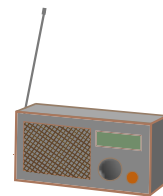
豪雨や強風等に備えて、各家庭で以下のような備えを行いましょう。

- 万一の浸水に備えて、貴重品などは2階以上に移動させる。
- 屋根にある不安定なアンテナや、トタンのめくれは補強する。
- ベランダの植木鉢など、落下や飛散の危険のあるものは片づける。
- 排水溝のゴミや土砂を取り除き、雨水の排水をよくしておく。
- ブロック塀や板塀に破損箇所はないか調べ、必要に応じて支柱を立てる。
- プロパンガスのボンベなどは鎖でしっかり固定する。

■ 気象情報・町からの情報に注意を

テレビ、ラジオなどで、台風や豪雨に関する気象情報に注意しましょう。

また、町は必要に応じて、防災行政無線やケーブルテレビで防災情報の発信を行いますので、その情報にも注意しましょう。



まずラジオなどのスイッチ

■ 近所にいる高齢者、障害者等へも声をかけて

近所にいる高齢者や障害者等の災害時要援護者の方にも声をかけ、自分が知り得た気象情報や防災情報などを伝えましょう。



近所の人と集団で

■ 状況に応じて早めの避難を

自宅周辺の河川の増水や、土砂崩れの前兆と思われる現象等（17 頁参照）に注意し、危険を感じたら消防団員や自治会長等に連絡するとともに、早めの避難を行いましょう。

<<おい町の対策>>

■ 情報の収集伝達活動、活動体制の確立

気象情報に応じて職員を配備し、災害に備えた情報の収集伝達活動を行います。

福井地方気象台からは気象予報警報等の情報が伝達されるとともに、県からは河川の水位情報等が通知されます。

町は、これらの情報に基づき、町民に必要な情報をきめ細かく提供するとともに、警戒体制の確立、災害対策本部の設置を行います。

■ 避難に関する呼びかけ

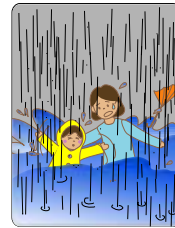
災害の警戒段階において、水位・雨量等の情報から、避難に関して3段階の情報を発信します。各情報の段階において、町民の皆さん等に求める行動は、以下のとおりです。

内容等 種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （災害時要援護者避難）情報	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

洪水時の避難の心得



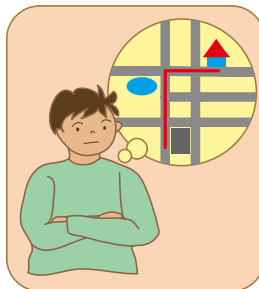
気象情報は注意深く聞く



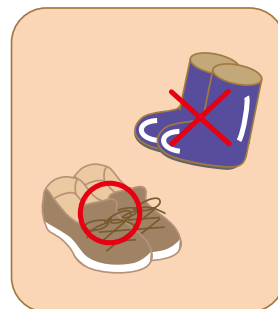
雨の降り方にも色々ある



避難は、明るいうちに



よく知った避難コースを選ぶ



長靴は歩きにくい



足下に要注意。長い棒等は、杖の代わりになる



水深に注意。ひざより深い時は歩きにくい



高齢者はおぶって

<佐分利川・南川の危険水位など>

河川名	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	観測局 所在地
佐分利川	1.90 m	2.40 m	2.60 m	3.10 m	本郷
南 川	2.10 m	3.70 m	無し	4.40 m	名田庄小倉

2 大規模な地震が発生したときは？

■ まず、わが身と家族を守る

まず、頭を保護し、丈夫なテーブルや机の下にもぐりましょう。揺れの最中や直後は、屋外に飛び出すと落下物等で非常に危険です。

■ 建物などの下敷きになった人がいたら、地域で協力して救出を

隣近所でお互いが無事かどうかを確認しましょう。特に、一人暮らしの高齢者などの無事を確認しましょう。

万一、建物の下敷きになった人を発見したら、自発的に隣近所で協力して救出するとともに、救出活動を行う消防署員や消防団員等に協力しましょう。

■ 救出が困難なときは

○ 消防署や交番などに救助の要請を

地域のなかで救出が困難なときは、消防署や交番などに救助を要請しましょう。電話での119番通報は回線が混雑してつながらないおそれがあるので、徒歩などで出向いて伝える方が良い場合もあります。

○ 倒壊した家屋には近づかないで

地震が収まって、余震などによって再び建物や塀が倒壊するおそれがあります。建物が傾むいたり、柱・壁などに亀裂が入っていたら、近づかないようにしましょう。

○ 建物への立ち入りは、応急危険度判定の実施後に

木造家屋や、マンション等の鉄筋コンクリート・鉄骨造の建物には、余震などによる二次災害を防止するために、建物の応急危険度判定を実施します。

判定の結果は必要に応じて建物の入り口に表示されますので、「危険」と判定された建物に立ち入らないようにしましょう。

<<おい町の対策>>

■ 広域的な連携による救出活動

県や消防機関、警察署、消防団及び自治会、自主防災組織、町民、建設業者等と連携して救出活動を実施します。

救出件数が多い場合、救出現場で特殊機器による作業が必要な場合は、広域的な消防応援等の要請や、知事への緊急消防援助隊の出動及び自衛隊派遣の要請をします。

■ 地域で協力体制を作るための自主防災組織の育成、強化

町民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の促進を図るため、地域の実情に応じて自治区や集落単位で、自主防災組織や自衛消防団などの結成を促進し、次のような活動を支援します。

- 自主防災計画の作成、防災訓練実施のための支援
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 防災資機材等の整備のための助成

■ 施設・企業による自主防災の誘導

学校、医院等の多くの人々が入り出する施設及び石油、ガス等の危険物を取り扱う施設、または多人数が従事する工場・事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者に、自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画をたてて頂くように啓発します。

特に企業に対しては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画や災害復旧計画の策定とともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、各計画の点検・見直しなどの防災活動の推進を要請します。

また、施設・企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行います。

地震発生時の心得



まず身の安全



火の始末



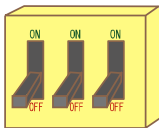
急いで外に飛び出さない



消火は早めに



正確な情報も早めに



避難の前にブレーカー
を落とす
戸締まりも忘れずに



荷物は控えめに



避難は徒歩で



塀際には近づかない、



崖崩れにも注意



指示に従って

3 雪害のおそれがあるときは？

■ 日頃から、家庭で雪害への備えを

降雪の前に、燃料や食糧品などの生活必需品を備蓄しましょう。

■ 気象情報・町からの情報に注意を

テレビ、ラジオなどで、降雪に関する気象情報に注意しましょう。

また、町は必要に応じて、防災行政無線やケーブルテレビで防災情報の発信を行いますので、その情報にも注意しましょう。

■ 近所にいる高齢者、障害者等へも声をかけて

近所にいる高齢者や障害者等の災害時要援護者の方にも声をかけ、自分が知り得た気象情報や防災情報などを伝えましょう。

■ 雪おろしは早めに

積雪量をみて早めに雪おろしをしましょう。雪おろしの基準はおおむね次のとおりです。

- 海岸線から 2 km 以内
平方メートル当たり 300kg（垂直積雪量 1.0m以上）
- 上記以外
平方メートル当たり 420kg（垂直積雪量 1.5m以上）

雪おろしは近所の人たちと協力して行ってください。

<<おい町の対策>>

■ 降雪期前における対策

県や除雪に関する関係機関と連絡調整を行い、除雪対策および道路除雪を中心とした除雪業務計画を定めて降雪に備えます。

- 交通施設の確保
- 孤立地区対策
- 食料および物資の流通確保
- 医療および公衆衛生対策
- 雪崩発生危険地域対策
- 災害時要援護者対策

4 災害の情報を得るためには？

■ 気象情報や災害情報は、報道機関や町の広報から

台風の進路予測、気象予報・警報などの情報は、各報道機関の放送等で確認しましょう。

町からも、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、消防団・自治会長等を通じて、町内の雨量や河川水位の情報、その他災害に関連する情報を、状況に応じて広報します。

停電時にも、自動車のラジオや携帯ラジオなどから、災害情報を入手できます。

■ 地震発生直後の情報は、まずテレビ、ラジオから

気象庁では、地震発生後、数分で各地の震度を発表し、観測データが入り次第、各地の詳細な震度を発表します。地震発生直後は、防災行政無線、ケーブルテレビ、テレビ・ラジオで地震情報を確認しましょう。

さらに、町の防災体制、ライフライン機関等からも、町内の被害状況、医療関連情報、道路・交通情報、避難所の情報、水道・電気等の情報が収集・提供されます。これらの情報は、状況に応じて、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、消防団・自治会長等を通じて広報します。

■ 町の広報は、ケーブルテレビやホームページでも

大規模な災害時には、町のホームページに情報を掲示するとともに、ケーブルテレビで緊急告知放送をします。また、チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭または現地に配布して、町が行う応急対策、活動概要、注意事項などを掲載します。

■ 家族の安否確認は

家族や知人の安否確認は、「N T Tの災害時伝言ダイヤル」を活用してください。操作方は「1 7 1」をダイヤルし音声ガイダンスに従って必要な操作を行ってください。

町の臨時災害相談所も活用してください。

災害用伝言ダイヤル「171」

■ 提供開始のお知らせ

- (1) テレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等をお知らせします。
- (2) NTTのネットワークから流す「ふくそうメッセージ」の中でお知らせします。

■ 操作方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。

■ 再生の方法（無料）

- ① 《ガイダンスが流れます》
- ② 《ガイダンスが流れます》
- ③ ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ （被災者の市外局番からの電話番号）
- ④ 録音されていれば、メッセージが再生されます。

■ 録音の方法（無料）

- ① 《ガイダンスが流れます》
- ② 《ガイダンスが流れます》
- ③ ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ （被災者の市外局番からの電話番号）
- ④ 録音時間は1伝言あたり30秒です。
自分の名前、健康状態、家族の状態、避難場所、家屋の状態、今後の行動などを録音してください。（保存期間は2日間です）

※ 提供開始当初は、被災地内からの録音を優先させますので、被災地外からの録音が一時規制される場合があります。

■ 利用方法のご案内

- (1) NTT窓口等での利用方法の掲示
- (2) インターネットのホームページ（NTT西日本）
【 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/index.html> 】

<<おい町の対策>>

■ 町の災害広報

気象情報、災害の発生状況、二次災害の危険性等に関する情報、災害時要援護者への支援の呼びかけなど、各種情報について広報活動を行います。

災害広報は、状況に応じて、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、消防団・自治会長等を通じて被災地区を中心に広報を行うほか、報道機関による広報、町ホームページ・臨時広報紙、福井県ホームページ等、多様な手段を活用します。

■ 大規模災害時における放送要請

町は、収集した災害に関する情報や対策等を定期的に報道機関に発表します。また、状況に応じて、町は県を通じて放送事業者に放送要請を行います。

■ 災害時要援護者への配慮

聴覚・視覚障害者に対する広報として、町社会福祉協議会との連携により、手話・点字ボランティアを確保して対応するなど、多様な手段を活用した広報の実施に努めます。

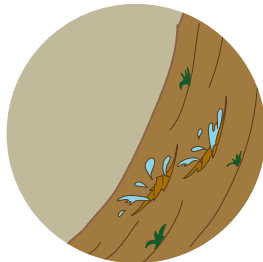
■ 臨時災害相談所の設置

行方不明者の搜索や被災者の応急生活を支援するため、町庁舎内や避難所内に臨時災害相談所を設置し、被災者からの各種問い合わせ・生活相談に応じるとともに、苦情・要望等を聴取して速やかな対応に努めます。

自然現象が知らせてくれる土砂災害の前兆



井戸の水が濁る



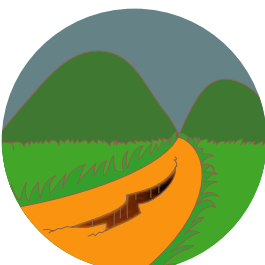
斜面から水が噴き出す



山鳴りがする



川の水位が理由無く下がる



地面にひび割れが出来る



小石がパラパラ落ちてくる



地盤に亀裂などが起きる



川の水が濁る

5 多くの人が、けがをしたときは？

■ まず、応急手当を

負傷者が発生したときは、地域住民が協力して、傷口の消毒、止血などの応急手当を行いましょう。平常時から応急手当の講習会等に参加し、いざというときに役立てることが大切です。



■ 重症のときは消防署へ連絡を

重症の場合は、消防署に通報しましょう。救急車で病院等に搬送します。

一見、軽症に見えても、建物の下敷きとなった場合は、筋肉の圧迫などによる挫滅症候群（クラッシュシンドローム）となり、緊急的な処置が必要となる場合もあるので注意しましょう。

■ 軽傷のときは最寄りの救護所へ

擦り傷、切り傷、打撲などの軽症で、生命に異常がない場合は、地域住民が協力して最寄りの救護所に連れていきましょう。

■ 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）に注意

- 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）とは、長時間（4～8 時間）にわたって身体が圧迫された場合に筋肉が破壊され、そこから発生したカリウムなどの有毒な物質が、圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわる症状をいいます。

発生した有毒な物質が腎臓の機能を低下させたり、突然、心停止を引き起こしたりします。

- 長時間にわたって身体の一部にでも圧迫が加わった場合には、全身の症状が軽く見えても、暗赤色の尿が出たり、腫れたり、感覚がなくなっていたら、すみやかに医師に診てもらってください。

阪神・淡路大震災時には、家屋等の下敷きになり、救出された入院患者のうち1割を超す人がクラッシュシンドロームで亡くなっています。

- クラッシュシンドロームの処置として、早期に人工透析を行う必要があります。数時間の圧迫後に救出された人はすぐ災害拠点病院等へ搬送し、医師に次の事項を伝えましょう。

- ・ 救出時刻
- ・ 圧迫された部位と状況



<<おい町の対策>>

■ 医師会等との連携による救護所の設置

大規模な地震などで町内全域に被害が発生した場合、小浜医師会等と連携・協力し、災害現場やその周辺に救護所を設置します。

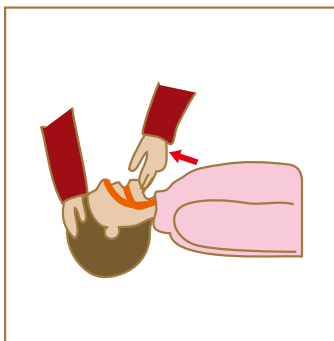
救護所では、救護班を派遣して傷病者の選別（トリアージ）を行い、重傷者は救急告知病院等の高度医療機関への搬送を依頼するとともに、軽傷者に対しては応急処置を行います。

■ 重傷者の搬送と治療

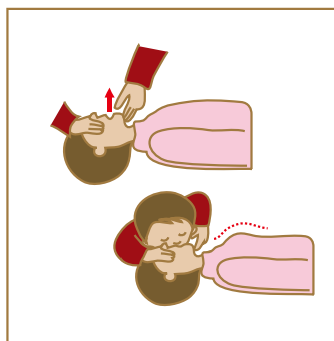
救護所や救出現場での「トリアージ」により重症と判断された場合は、救急告知病院等で治療を行います。

重傷者の搬送は、救急車によるほか、必要に応じて県に防災ヘリコプターの出動を要請します。

応急手当の基本



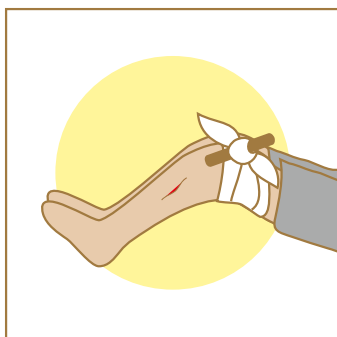
意識がなかったら



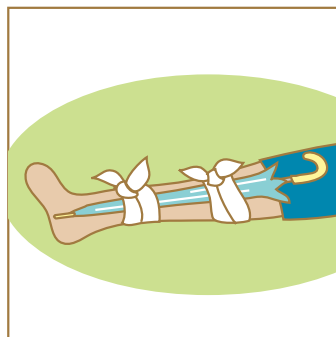
呼吸がなかったら



心拍がなかったら



出血がひどかったら



骨折しているようなら



火傷をしていたら

AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

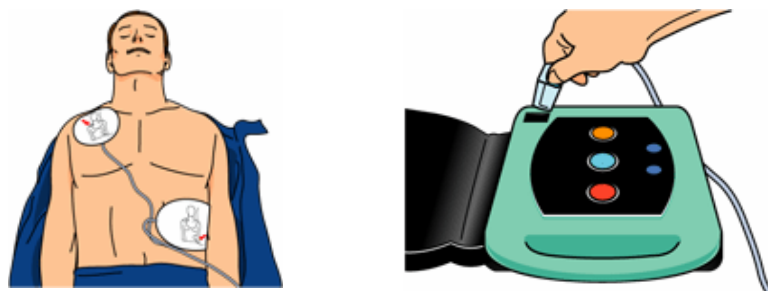
AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械です。

（日本赤十字社HPより）

1. 電源を入れる



2. 電極パッドを傷病者の胸部に貼る（ケーブルを本体に接続する）



3. AED が自動的に傷病者の心電図を解析する （解析ボタンを押すことが必要な機種もある）

4. AED から除細動の指示が出たら、除細動ボタンを押す



6 安全な場所に避難するには？

■ 非常持ち出し品を準備しておく

避難するときには、飲料水、備蓄食糧、常備薬、携帯ラジオ、懐中電灯、貴重品など、必要かつ軽量でコンパクトなものを携行しましょう。

■ 自治会単位で安全な避難場所へ

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、家族で安全な避難場所へ避難しましょう。避難する際には、自治会単位で行動するとより安全です。

災害の規模や種類に応じて、安全な避難場所が変わることもあり得るので、避難に際して消防団・自治会長等から指示があった場合はその指示にしたがうとともに、避難途中の経路においても、周囲の危険性に注意することが大切です。



■ 災害時要援護者の支援を

避難するときには、地域住民で協力して、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安否を確認し、避難の手助けをしましょう。



■ すでに周囲が浸水しているときは

河川の氾濫等により、すでに周囲が浸水している場合の避難は、十分な注意が必要です。

履き物は運動靴が最適です。長靴は浸水深が深いと水が靴の中にたまり、かえって動きづらくなります。また、長い棒を杖の代わりにして安全を確認しながら進みましょう。

歩き易い浸水の深さは、男性で約70cm、女性で約50cm程度とされています。それより深いと疲労しやすく危険です。避難が難しい場合は、2階以上の建物や高い場所で救助を待ちましょう。

<<おい町の対策>>

■ 避難場所の選定

町では、土砂災害の危険地区の指定状況、施設の防災機能や立地条件、災害実績等を考慮し、災害時要援護者にも配慮した避難場所を選定しています。

これらの中から、災害の状況に応じて開設する避難場所を決定することとしています。

名 称	所 在 地	電話番号	屋内面積 (㎡)
ふるさと交流センター	鹿野 42-27	0770-78-1211	1,179
佐分利小学校	鹿野 21-22-1	0770-78-1102	4,594
やまびこ会館	万願寺	0770-77-1790	847
大飯中学校	野尻 57-1	0770-77-1512	3,940
本郷小学校	本郷 80-7	0770-77-0004	3,285
おい町総合町民福祉センター	本郷 136-1-1	0770-77-1111	4,024
大島小学校	大島 60-6	0770-77-0164	1,921
はまかぜ交流センター	大島 90-27	0770-77-3011	3,506
いきいき長寿村	本郷 82-14	0770-77-3410	5,922
おい町総合町民体育館	成和 2-1	0770-77-2810	4,306
三重遺跡の里集会場	名田庄三重 34-6-1	0770-67-2203	432
久田の里交流センター	名田庄虫鹿野 3-5-1	0770-67-3422	163
名田庄小学校	名田庄小倉 6-1	0770-67-2010	2,449
名田庄中学校	名田庄小倉 2-9	0770-67-2045	2,540
名田庄体育館	名田庄小倉 24	-	2,117
山村開発センター	名田庄久坂 3-42-1	0770-67-3703	1,570
ふれあいぬくもりセンター	名田庄下 78-2	-	844
流星館コンベンションホール	名田庄納田終 120-8	0770-67-3488	951

■ 避難に関する情報の周知・広報等

避難に関する情報（避難方法等）は、防災マップや広報等を配布して周知して円滑かつ迅速な避難の確保に必要な事項等の周知徹底を図ります。

■ 避難体制の構築

地域住民や自主防災組織が中心となって避難及び避難所の管理・運営ができるよう、平常時から地域内での役割分担を明確化するとともに、避難活動並びに施設の管理者とも連携した避難所の運営管理に係る訓練を定期的を実施します。

7 飲料水や食料等を手に入れるためには？

■ 家庭でも3日分の備蓄を

道路状況などの影響によって、被災者全員に災害直後から飲料水、食糧、生活必需品などが供給できないことも想定されます。



このような場合に備え、平常時から家庭内で、食糧、身回品の備蓄をしましょう。飲料水、食糧や生活必需品については、3日分の家庭内備蓄が望めます。

■ 飲料水の給水時はバケツやポリタンクを持参して

災害発生後、しばらくの間は浄水所、配水場で給水を行います。その後、配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設します。

また、状況に応じて町が指定する避難場所等での給水や、給水車による運搬給水で飲料水を供給します。

給水を受ける場合は、ポリタンク、バケツ、ビニール容器などを持って集まりましょう。

また、井戸水を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行い、かつ煮沸した水を飲用するようにしましょう。

■ 食糧、生活必需品は避難所で

避難所等を供給拠点として、避難者の方や自宅での炊事が困難な方などを対象に最小限必要な食糧や生活必需品を供給します。

<<おい町の対策>>

■ 町の備蓄推進

災害時における円滑な物資の供給を図るため、防災関係施設や拠点避難場所において、次のような物資の分散備蓄に努めます。災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮します。

	概 要
飲料水	町民1人1日あたり約3リットルを目安として、3日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努めます。
食 料	災害時における食糧の供給は、原則としては炊き出し等によるものとしますが、アルファ化米や乾パンなど1食分を備蓄します。 また、高齢者用食1食分、粉ミルク1日分以上、ほ乳瓶必要量を備蓄します。
生活必需品	被災者が一時的に急場をしのぐことができる次の品目を備蓄します。 毛布、衛生用品、簡易トイレ、被服、炊事道具・食器類、光熱用品、日用品、医薬品等

災害時に必要な物資は、最小限必要なものを町で備蓄し、それ以外は関係業者との供給に関する協定の締結などを進め、円滑な調達を図ります。

■ 災害発生後の応急給水

水道施設が被災したり、水道水源が汚染する等の被害を受けたときは、施設の効果的な復旧に取り組むとともに、隣接市町の協力も得て、次のような応急給水を実施します。

- 拠点避難場所、避難所または公園等での給水車などによる給水
- 給水車の搬送により給水
- 応急的な仮設配管による給水
- 水缶詰等の配給

応急給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所などの緊急性の高い場所での給水を優先し、計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を知らせる給水広報を行います。

飲用指導などが必要な場合は、次のような対策を実施します。

- 飲料水が汚濁したときは、ろ水機によるろ過
- 家庭用井戸水が汚染したときは、若狭健康福祉センターの指導を仰ぎ、飲用指導を実施
- 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は、いつでも使用できるような配慮
- 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう、また給水状況についての広報の実施

町だけで応急給水活動ができない場合は、県に応援を要請し、協力を得て実施します。

■ 応急食糧の確保と供給

災害時に町民が食糧の確保や食事の準備ができないときは、自主防災組織、自治会等に依頼して、炊き出し、食品給与等により応急給食を実施します。

米穀は、町が確保できない場合、県を通じて保管業者等からの直接購入や、福井農政事務所（農林水産省）への緊急引き渡しの要請などにより確保します。乾パンについても、県経由で、政府保有の乾パンの引き渡しを受けて確保します。

パン、副食物、調味料等の不足分については、可能な限り町内業者などから調達し、それが困難な場合は県本部に調達・斡旋を要請して確保します。

■ 生活必需品の確保と供給

住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、最小限必要な生活必需品を現物で給貸与します。

生活必需品の給貸与は、世帯構成員別の被害状況に応じて救助用物資の割当台帳を作成し、速やかに世帯別に物資給貸与券を発行して、避難所などで供給します。

生活必需品が不足する場合は、原則として、入札参加資格者登録をしている業者の中から調達先を選定して確保します。町だけで必要量が確保できない場合は、県に物資の調達・斡旋を要請します。

8 避難所で生活するためには？

■ 避難者による自主運営をめざす

避難所の開設・運営は、当初、町が職員を派遣して行います。しかし、地震等の大規模な災害では、なるべく早い段階から避難者自身による自主運営に移行することが望まれるため、避難者による避難所自治組織の結成を要請します。

この場合、避難者は何らかの役割を分担し、集団生活の義務を果たしましょう。

■ 災害時要援護者への支援を

避難所には、高齢者や体の不自由な人などハンディキャップを持った人がいます。

避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、食糧の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの援助をしましょう。

■ ルールを守って

避難所での生活は集団生活です。避難者の一人ひとりが、避難所自治組織が定めたルールにしたがって、規律正しい生活をしましょう。

■ ボランティア、施設の職員と連携して

避難所には、災害ボランティアの人たちなどが派遣されてきます。また、避難所となっている施設の管理者も避難所の運営業務に従事します。

避難所を円滑に運営するためには、ボランティアや施設の職員等との話し合いや連携が必要となります。

<<おい町の対策>>

■ 避難所の開設、運営

災害時には、職員を派遣するとともに施設管理者等の協力を得て、避難所を開設・運営します。派遣職員は、自治会、自主防災組織等の協力も得て、避難者への開放区域の指定、災害時要援護者に配慮した居住区域の割り振りなどとともに、避難者名簿の配布、避難所運営記録の作成などを行います。

■ 自主運営の手助け

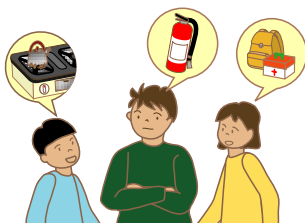
大規模な災害が発生した場合、避難所に職員を常時配置するとともに、避難所自治組織の立ち上げ、避難所運営のルールづくりなど、避難所の自主運営の手助けをします。

■ 避難者の様々なニーズへの対応

避難者の福祉、医療ニーズにきめ細かく対応し、健康を維持して居住性の向上を図るため、次のような対策を実施します。

- 避難所の運営及び連絡調整にあたるために派遣する職員は、被災者のニーズの把握・調整を行います。特に福祉ニーズの把握には、男女のニーズの違い、男女双方の視点などにも十分に配慮します。
- 避難所に避難した被災者を把握して避難者名簿などの作成とともに、緊急医療等の措置を必要とする被災者に対しては移送を行う等の措置を講じます。
- 避難所の運営にあたっては、避難者の健康維持に努め、特に災害時要援護者には次のような措置を講じます。
 - ① 介護職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施
 - ② 避難者の障害や身体の状態に応じて、適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
 - ③ 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣
 - ④ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食糧の供給

平常時の心得



役割分担を決める



危険箇所をチェック



防災用具などのチェック



非常持ち出し品のチェック



安全対策の準備



避難場所の確認



食糧品の備蓄



衣料品の準備

9 災害のあとかたづけは？

■ 浸水後の清掃、消毒

浸水後は、家屋や家具などに汚泥が付着するため、しっかりと清掃を行う必要があります。また、感染症の発生を予防するためにも、消毒を行う必要があります。

清掃や消毒活動にも協力しましょう。

■ 災害廃棄物の搬出

災害により使用できなくなった畳、家具、電化製品など大量のゴミは、町職員または自治会長等の指示にしたがい、災害廃棄物としてルールを守って搬出しましょう。

■ 地域で協力して

清掃、消毒、廃棄物の搬出などは、高齢者、障害者などに配慮するとともに、ボランティア等の応援も得て、地域全体で協力して、適切かつ迅速に行うようにしましょう。

<<おい町の対策>>

■ 防疫（消毒）活動

浸水後、感染症の発生やまん延を防止するため、町民と協働して、家屋・便所・溝などの消毒活動を行います。

また、自治会、自主防災組織等と連携し、防災行政無線、臨時広報紙などにより、感染症予防の啓発、広報を行います。

■ 災害廃棄物の収集、処理

災害廃棄物を計画的に収集、処理するために、速やかに全体処理量を把握して、建設業界等と連携して、必要な人員・資機材を確保します。必要に応じて、被災地区に仮集積所を設置し、自治会等に搬出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求めます。

■ ボランティアの受け入れ

災害時に迅速にボランティアを受け入れ、活動の調整が機能するよう、社会福祉協議会、県と協力して、ボランティア団体と連携を図りながら、ボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、その他の環境整備に努めます。

原子力災害への備えと対策

1 原子力災害への備え

(1) 原子力防災の目的

原子力防災は、万一の原子力災害時において、市民の生命、身体および財産を放射性物質又は放射線の影響から保護することを目的とします。

このため、おい町は、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき、原子力災害に関する地域防災計画を策定し、県や関係機関とともに各種の防災対策を総合的に推進しています。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害は、風水害・地震などと異なり人間の五感に感じるできないため、放射性物質又は放射線による身体への影響の程度や、どのように行動すればよいのかを自ら判断することができません。

放射性物質又は放射線による身体への影響としては、内部被ばくと外部被ばくの2種類があります。

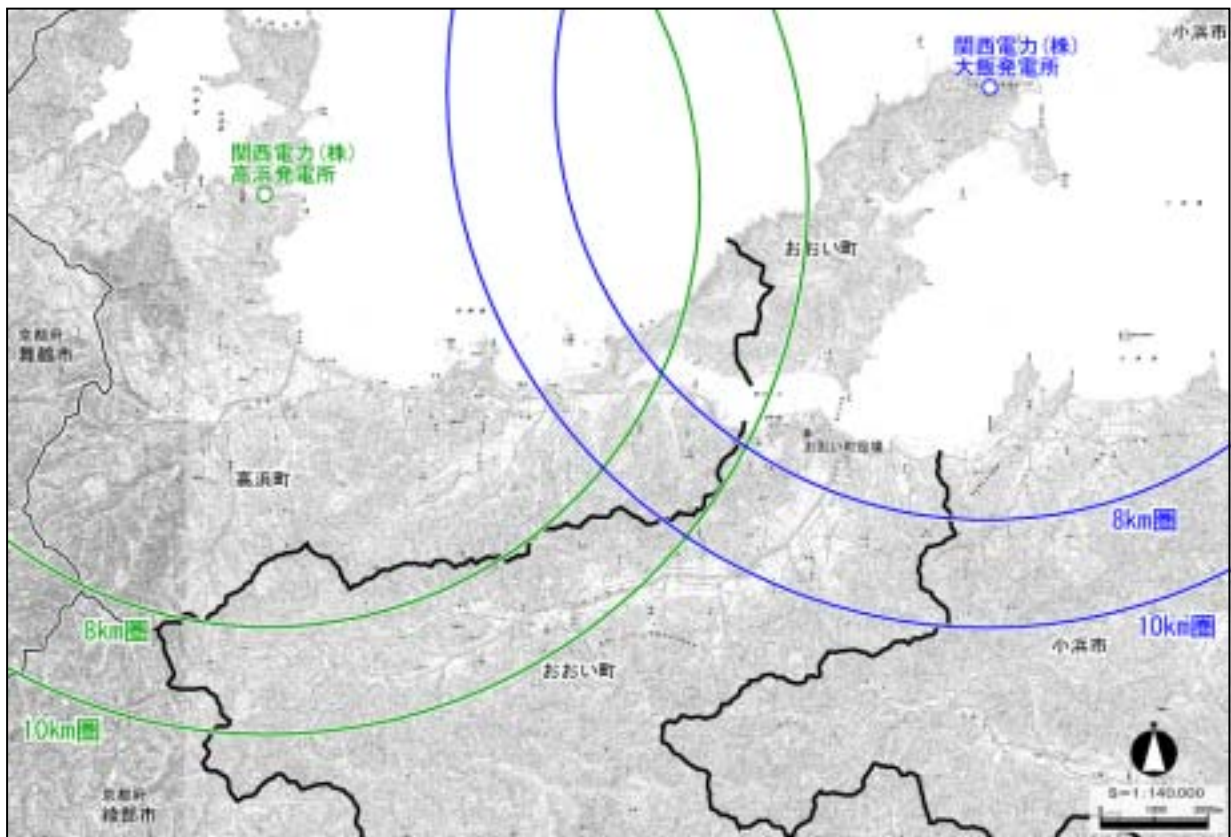
(3) 防災対策を重点的に充実すべき地域

国の原子力安全委員会が昭和55年に策定した「防災指針」において、原子力防災資機材の整備など「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」が提案されています。

(4) 予防対策

おい町は、原子力災害を未然に防ぎ、又は万一災害が発生した場合の被害拡大に備え、関係機関と連携し、次のような対策を実施します。

- 国、県および関西電力(株)との協力体制の整備
- 情報収集・伝達体制の整備
- 救助・救急活動用資機材などの整備（放射線測定資機材、防護資機材、広報車などの整備）
- 緊急事態応急体制の整備（町の災害体制、緊急事態応急対策拠点施設（福井県大飯原子力防災センター：通称「オフサイトセンター」）への町職員の派遣体制、モニタリング体制などの整備）
- 避難収容活動体制の整備（避難計画の作成、要援護者の避難誘導・移送体制などの整備）
- 国、県および関西電力(株)など関係機関との連携による防災訓練の実施



＜おい町EPZ図＞

(参考)「防災指針」に示されているEPZの考え方

「EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである。具体的には、施設の安全審査において現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また、過去の重大な事故、例えば我が国の(株)ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故や米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行った。この結果、EPZのめやすとして、下表に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いる。」

＜各原子力施設の種類のEPZのめやす(抜すい)＞

施設の種類の	EPZのめやすの距離(半径)
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50 MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8～10 km

2 原子力災害が発生した場合の対応

(1) 応急活動体制

原子力発電所での災害の発生に伴い、国により原子力緊急事態宣言が発出された場合には、オフサイトセンターに国、県、町および関係機関が集まり、原子力災害合同対策協議会を設置し、応急対策の実施について協議・決定します。

おい町は、オフサイトセンターへ職員を派遣するとともに、災害対策本部を設置し、各種の応急対策の実施にあたります。事態の進展によっては、住民の皆さんへ屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限などを指示します。

(2) 防護対策の指示および情報伝達活動

おい町は、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メールなどの多重の広報手段を活用して、災害情報の提供に努めるとともに、屋内退避や避難などの指示を行います。

放射線被ばく防護の3原則

- 1 時間……被ばくする時間を短くする。
- 2 距離……できるだけ線源から距離をとる。
- 3 遮へい……適当な物質で遮へいする。

(3) 屋内退避および避難

おい町は、国および県の指示に従い、避難計画に基づき住民等に対して屋内退避又は避難措置を行います。

避難誘導の際には、避難所の所在や災害の概要、その他避難に関する情報をお知らせします。また、戸別訪問や避難所での確認など、住民の避難状況について確認します。

避難措置を行う場合は、高齢者や障害者など要支援者の健康状態の把握に努め、生活環境についても十分配慮します。なお、避難措置後の防犯対策は、警察および消防と連携し安全を確保します。

(4) 飲食物の摂取制限

放射性物質による汚染状況調査の結果、飲食物や農林水産物が一定の基準を超えて放射性物質に汚染され、またはそのおそれがある場合には、その飲食や出荷を制限したり、禁止したりします。

(5) 緊急医療活動

おい町は、県に設置される緊急時医療センターの要請を受け、避難所などに開設される救護所に医療班を派遣し、避難住民へのスクリーニングなどの措置を行います。

また、安定ヨウ素剤の服用指示に備え、町で保管する安定ヨウ素剤について、避難所まで搬送を行います。

3 原子力災害が終息した場合の対応

(1) 心身の健康相談体制の整備

おい町は、国および県とともに、居住者などに対する心身の健康相談に応じるための体制を整備します。

(2) 風評被害などの影響の軽減

おい町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害などの未然防止又は影響を軽減するため、適切な広報活動を行います。

**おい町地域防災計画
概 要 版**

発行：平成 19 年 3 月

おい町